

議案第18号 小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

情報公開等に関する審査請求を審査する機関である小松島市情報公開・個人情報保護審査会に対し、審査請求人等が提出資料の閲覧又は写しの交付を求めた場合の手数料について、類似の審査機関である小松島市行政不服審査会における手数料の取り扱いと統一するもの。

現 行：閲覧に係る開示手数料 1件300円（写しの交付は実費として、モノクロコピー1枚毎10円、カラーコピー1枚毎50円）

改正後：閲覧に係る開示手数料 無料（写しの交付は手数料として、モノクロコピー1枚毎10円、カラーコピー1枚毎50円）

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年小松島市条例第54号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第12条 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</p> <p>2 審査会は、前項の閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>3 <u>行政情報公開条例第14条の規定は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について準用する。</u></p>	<p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第12条 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</p> <p>2 審査会は、前項の閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>3 <u>小松島市行政不服審査会条例（平成27年小松島市条例第46号）第11条第4項及び第5項の規定は、第1項による閲覧又は写しの交付について準用する。</u></p>	改正

改正前に準用する小松島市行政情報公開条例の規定	改正後に準用する小松島市行政不服審査会条例の規定
<p>(費用の負担)</p> <p>第 14 条 この条例の規定による行政情報の開示に係る手数料は、小松島市事務手数料条例(平成 12 年小松島市条例第 2 号)で定める。</p> <p>2 この条例の規定に基づき行政情報の写しの交付を受けるものは、小松島市規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第 11 条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</p> <p>2,3 略</p> <p>4 第 1 項の規定による交付をうける審査請求人又は参加人は、実費の範囲内において小松島市事務手数料条例(平成 12 年小松島市条例第 2 号)に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、小松島市事務手数料条例で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。</p>

《参考：小松島市事務手数料条例の該当規定》

(種類及び金額等)

第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

(34) 情報開示事務手数料 1 件名につき 300 円 件名とは、事案決定手続等を一にするものをいう。情報の部分開示の場合も同様とする。

(36) 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 38 条第 4 項、第 78 条第 4 項及びこれらの規定を準用する法令の規定による交付手数料 以下に定める額

ア 複写機による複写(単色) 用紙(日本工業規格 A3 以下に限る。)1 枚につき 10 円

イ 複写機による複写(多色) 用紙(日本工業規格 A3 以下に限る。)1 枚につき 50 円

ウ 電磁的記録媒体への複写 複写機による複写(単色、多色を問わない。)によってするとしたならば、出力される用紙(日本工業規格 A3 以下に限る。)1 枚につき 10 円